

災害復旧における 入札契約方式の 適用ガイドライン



令和2年 3月 初版

令和2年 8月 改定

令和3年4月 改定

鹿児島県 薩摩川内市

目次

1 入札契約方式選定の基本的考え方	1
1-1 発注者の果たすべき役割	1
1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方（工事）	2
1-2-1 応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事	3
1) 随意契約	3
（1）随意契約の締結方法	3
（2）契約の相手方の選定方法	4
（3）作業フロー	4
（4）適用にあたっての留意点	5
1-2-2 一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事	5
1) 指名競争入札	5
1-3 入札契約方式の選定の基本的な考え方 （測量設計調査業務委託）	5
1-3-1 応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事に 関する業務	6
1-3-2 本復旧工事に関する業務	6
2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	6
2-1 発注機関において配慮すべき事項	6
1) 工事発注ロットの拡大	6
2) 見積期間の短縮	7
3) 紙入札の実施	7
4) 既存工事の中止要請	7
2-2 入札・契約制度等における検討すべき不調・不落対策	8
2-2-1 入札契約に関する取り組み	8
1) 監理技術者等の途中交代について	8
2) 指名競争入札の一者応札	9
3) 不調不落案件の対応	9
4) 災害復旧工事受注に対する優位性の確保	9
5) その他の対応	9
2-2-2 積算・監督に関する取り組み	9
1) 実態を踏まえた積算（見積）の導入	9
2) 工事成績評定対象	10
3) 災害復旧工事の優位性の確保	10
4) 工事成績対象外の完成検査書類の簡素化	10
3 他の発注者との連携等	10
4 参考様式（随意契約理由書、協議・承諾書）	11

1 入札契約方式選定の基本的考え方

薩摩川内市が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、130万円以上は一般競争方式を適用している。

しかし、災害復旧工事の発注においては、指名競争入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じたうえで、平常時とは異なる入札契約方式（随意契約）を適切に選択することにより、早期の復旧に努めている。

県においては、災害等の迅速な対応を求める「公共工事の円滑な施工確保について」（県総務部市町村課長）の周知が図られ、また、国土交通省では、迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争入札方式等の適用の考え方や手続きに当たっての留意点や工夫等をまとめた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を作成し、情報共有を図っている。

本市においても、近年連続で発生している広域豪雨による土砂災害や河川氾濫等の大規模災害に備え、発災時に早期の復旧に取りかかれるよう、予め入札契約方式選定の基本的考え方を共有しておく必要がある。

本ガイドラインは、災害復旧にあたっての入札契約方式の選定についての基本的な考え方等を整理したものであり、薩摩川内市が発注する災害復旧工事においては、関係法令等に則るとともに、本ガイドラインの基本的考え方に基づき、適切な入札契約方式の適用等発注関係事務を行うこととする。

なお、本ガイドラインの対象としては、災害に係る災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務を対象としている。

1-1 発注者の果たすべき役割

災害復旧においても、発注者は、関係する法令等に則り、その役割を果たしていく必要がある。

まず、公共工事の発注者として、公共工事の品質確保に関する基本理念や国等の責務等を定めた「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）に則ることとなる。

品確法では、発注者の責務として、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準価格等の設定、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施などの措置を講じることが規定している。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、基本となるべき事項として、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進などを規定している。

さらに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る「災害対策基本法」では、基本理念として、被害の最小化及びその迅速な回復、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保等を規定している。

発注者には、これら法令の趣旨を十分に踏まえた対応が求められるが、災害復旧にあたっては、特に、地域の建設企業が、災害対応、道路維持といった「地域の守り手」として重要な役割を担っていることを踏まえる必要があり、品確法においても、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成・確保への配慮が求められている。

このため、災害復旧工事等の発注にあたっては、分離分割発注、地域に精通する企業の積極的な活用等の措置を適宜適切に講じる必要がある。

1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方（工事）

入札契約方式は、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月）等に基づき、事業プロセスの中で、必要な要素（契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式）を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

また、令和元年6月に品確法が改正され、災害時の緊急対応の充実・強化や働き方改革への対応等の規定が盛り込まれ、令和2年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」が改正された。

よって、災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。

また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要となる。

以上を踏まえ、災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事については、随意契約等を適用し、それ以外は指名競争入札をする。

（1-2-1 参照）

施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

表1にその基本的な考え方を示す。

表1 災害復旧における入札契約方式の適用の考え方（工事）

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約の相手方の選定方法
応急復旧 ・本復旧	緊急度が極めて高い	随意契約	【随意契約】 ①地域に精通していること ②施工・履行能力があること ③各工種の施工・履行実績があるものを優先
本復旧	一定の期日までに復旧を完了させる必要がある	指名競争入札	有資格業者の中から、「薩摩川内市建設工事指名競争入札の指名基準等に関する要綱」に基づき、確実な履行が期待できる業者を特定の者に偏らないよう指名 ※ 不調不落となったものは、条件付一般競争入札(出来る限り合冊入札)を行い、条件付一般競争入札が不調不落の場合は、随意契約できる。(2-2-1 3)参照

1-2-1 応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる「道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧」などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、「随意契約」（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を適用する。

また、災害復旧工事のうち、「孤立集落の解消のための橋梁復旧」など緊急度が極めて高い本復旧工事についても、「随意契約」を適用する。

1) 随意契約

「随意契約」の契約手続については、通常の場合、薩摩川内市契約規則に則り見積りを徴取し設計書作成の上、契約手続きを行う。

しかし、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事は、下記の方法とすることができる。

(1) 随意契約の締結方法

契約の相手方となるべき者（以下「契約候補者」という。）の協議書・承諾書による選定後は、契約候補者から提出された数量

等を参考に設計・積算を行い、予定価格を作成する。

また、予定価格作成後は、契約候補者との見積合せを経て契約を締結する。

(2) 契約の相手方の選定方法

【応急復旧工事】

①地域に精通していること

- ・地域に本社・本店があることや当該地区の維持工事等を実施しているなど。
- ・また、状況に応じて、業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用する。

②施工・履行能力があること

- ・会社が被災していないこと又は被災していても施工体制が構築できること。
- ・近隣で工事施工中であり、緊急時の対応が可能なこと。
- ・機械を保有していること。

③各工種の施工・履行実績があるものを優先

- ・河川、道路、海岸などにおいてそれぞれの実績のあるものを優先し選定する。

【構造物に関する緊急的な補修工事】

①補修対象構造物に精通していること

橋梁の補修工事等の業者選定にあたっては、当該橋梁の施工会社または近隣地域で施工している会社等を優先に選定する。

(事前に情報把握が必要)

(3) 作業フロー

①協議

緊急応急復旧工事等を請け負うことが可能な契約候補者と速やかに協議。(この時点で想定される工事の概算金額を記載する)

②承諾

上記①を踏まえて承諾書を契約候補者から受領。

③参考見積

参考見積(数量等)を契約候補者から受領。

④設計・積算

契約候補者から提出された数量等に基づき設計・積算。

⑤予定価格

予定価格は設計・積算後、速やかに作成。

⑥見積合せ(2社以上の場合)

予定価格作成後、速やかに本見積を徴収。

⑦契約

見積合せの後に契約を締結。

(4) 適用にあたっての留意点

契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注工事ごとに技術の特殊性、経済的であることあるいは高価となるが迅速な特殊機械等の調達が可能となるなどを説明できる経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。

1-2-2 一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事

災害復旧工事のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつては、「指名競争入札」（地方自治法施行令第167条第2号）を適用する。

1) 指名競争入札

「指名競争入札」の契約手続については、薩摩川内市契約規則に則り行わなければならない。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。

(1) 適用にあたっての留意点

薩摩川内市建設工事指名競争入札の指名基準等に関する要綱などの指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

1-3 入札契約方式の選定の基本的な考え方（測量設計調査業務委託）

災害発生後、早期に災害復旧工事の発注を行うためには、工事の発注にあたって必要となる調査、測量及び設計業務の発注から完了までを可能な限り短期間で行う必要がある。

このため、発注に当たっては、早期かつ確実な履行が可能な者を短期間で選定し、業務に着手することが求められる。

また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。

以上を踏まえ、災害復旧に関する業務の入札契約方式の適用に当たっては、業務の緊急度や実施する業者の体制等を勘案し、随意契約の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、業務実施体制、地

理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めることとする。

表2にその基本的な考え方を示す。

表2 災害復旧における入札契約方式の適用の考え方（業務）

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約の相手方の選定方法
応急復旧 ・本復旧	緊急度が極めて高い	随意契約	【随意契約】 ①地域に精通していること ②施工・履行能力があること ③各工種の施工・履行実績があるものを優先
本復旧	一定の期日までに復旧を完了させる必要がある	指名競争入札	有資格業者の中から、確実な履行が期待できる業者を特定の者に偏らないよう指名

1-3-1 応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事に関する業務

1-2-1に記した「応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事」に関する業務については、当該工事の緊急性に鑑み、「随意契約」を適用する。

1-3-2 本復旧工事に関する業務

1-2-2に記した「一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事」に関する業務については、「指名競争入札」を適用する。

2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

2-1 発注機関において配慮すべき事項

1) 工事発注ロットの拡大

災害発生時には、早期復旧の観点から、事務負担を軽減させつつ、地域に精通した業者を活用することが必要となる。

また、大規模災害発生時には、数多くの被災箇所が発生し、発注すべき工事量に対して、対応可能な業者が不足するといった事態も想定される。

今後の工事の見通しや施工能力のある業者の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、合冊入札を増やすなど工事発注ロットを拡大する。

なお、3,000万円以上の災害復旧工事については、災害復旧工事の内容、工種及び市の総合点等を考慮した指名を行う。

2) 見積期間の短縮

発注に当たっては、建設業法第20条第3項、同法施行令第6条第1項及び規則第132条第1項の規定により、随意契約にあつては契約締結以前に、また、競争入札にあつては入札までに、次に掲げる見積期間を設けなければならないこととされている。

表3 見積期間

区 分		見積期間
工 事	① 予定価格 5,000 万円以上	15 日以上
	② 予定価格 500 万円以上 5,000 万円未満	10 日以上
	③ 予定価格 500 万円未満	1 日以上
④ 業務		10 日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、①②④の期間は、5日以内に限り短縮することができることとされている。

この規定を踏まえ、緊急を要する場合においては、工事及び業務の内容を踏まえた適切な見積期間を設定する。

3) 紙入札の実施

大規模災害発生時には、各発注機関及び業者において電気・通信等が使用できなくなり、「電子入札共同システム」等発注関係事務の実施に必要なシステムが利用できないことも想定される。

こうした場合であっても、発注関係事務が実施できるよう、予め紙入札の実施について想定して、入札手順や必要書類の確認をしておくことが必要である。

4) 既存工事の中止要請

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、市発注工事と新規に発注する復旧工事の工期が重なり、被災地域で施工可能な工事量を超える事態も想定される。

復旧工事を優先的に発注・施工するため、被災地域における全工

事及び業者の状況、被災状況や地域の実情等を踏まえて、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い復旧工事と施工中・施工予定の工事について、いずれの施工を優先すべきか検討する必要がある。

発注主管課において、各関係課と調整のうえ、復旧工事を優先すべきと判断した場合、施工予定工事については入札中止等、契約済案件については工事の一時中止等、適宜、受注者に要請を行うこととする。

工事の一時中止に伴う増加費用等の負担が生じる場合は、「土木工事標準積算基準書」薩摩川内市の「工事一時中止の手引き」「工事一時中止に係るガイドライン」「工事一時中止に伴う増加費用の取り扱いについて」により対応する。

なお、被災地域の建設業者に対して中止要請等を行う場合は、業者の運転資金が枯渇しないよう配慮し、既存工事の前払金や請負代金について早期の支払を検討する必要がある。

業者の状況や工事場所の被災状況等によって工事再開の目途が立たない場合は、必要に応じて部分払または打切精算による対応を検討する。

2-2 入札・契約制度等における検討すべき不調・不落対策

2-2-1 入札契約に関する取り組み

1) 監理技術者等の途中交代について

施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合も真にやむを得ない場合を含むものとする。

技術者の変更を検討する場合、事前に監督職員と協議を行うこと。

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、技術者等の不足により、被災地域に所在する業者のみでは全ての災害復旧工事等を担うことが困難となることが想定されることから、今後、建設業法等関係規定に則りつつ、適切な施工管理（業務管理）の確保にも配慮しながら、技術者及び現場代理人の要件等の緩和について検討する。

- 令和2年度発生災害については、災害復旧工事が一工事でも絡んだ場合、専任を要する現場代理人及び主任技術者の兼任を現行の2工事から3工事に緩和した。

2) 指名競争入札の一者応札

通常工事の指名競争入札は二者以上の応札を有効としているが、災害復旧工事で電子入札における指名競争入札の場合は、一者応札でも有効とする。

3) 不調不落案件の対応

災害復旧工事において、不調不落となった案件においては、条件付一般競争入札を行い、出来る限り合冊入札を行う。

条件付一般競争入札が不調不落となった場合は、再度公告せずに随意契約できるものとする。

- 令和4年3月31日までに発注する令和2年発生災害復旧工事は受注制限の設定を行わないこととした。

4) 災害復旧工事受注に対する優位性の確保

入札参加資格総合点について、申請年の前2か年の競争入札による災害復旧工事受注実績に基づき入札参加資格総合点の加点を行う。

予定価格（税抜）5百万円未満の災害復旧工事を受注した場合	件数×10点	上限50点
予定価格（税抜）5百万円以上の災害復旧工事を受注した場合	件数×5点	

総合評価落札方式による入札について、入札公告日の属する年度の前年度4月1日以降の競争入札による本市災害復旧工事の受注実績により基づき総合評価落札方式の評価値の加点を行う。

2件以上の災害復旧工事の実績がある	1.0点
1件の災害復旧工事の実績がある	0.5点

5) その他の対応

指名競争入札で発注する予定価格（税抜）2千5百万円未満の建設工事については、入札参加の判断基準となるよう予定価格の事前公表を行う。

また、災害復旧工事の発注見通しについては、随時公表する。

2-2-2 積算・監督に関する取り組み

1) 実態を踏まえた積算（見積）の導入

災害復旧による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、業者が入札への参加を敬遠し、不調・不落が発生することがある。

不調・不落が続いて災害復旧が予定から大幅に遅れる場合は、国や県等公共工事の入札実態を踏まえ、市場の変化を的確に把握したうえで、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務に限定して係数や歩掛の設定や見積の採用を検討する。

2) 工事成績評定

工事成績評定は、予定価格500万円未満と災害復旧工事は評定対象外としている。

ただし、契約後の初回協議において評定を希望した場合は、評定の対象(随意契約による工事除く。)とする。

3) 災害復旧工事の優位性の確保

競争入札による災害復旧工事の工事成績評定点においては、工事特性項目で6点加点する。

4) 工事成績評定対象外の完成検査書類の簡素化

完成検査時における検査書類を限定し、検査時の迅速化を図る。なお、検査書類の種別等は、「土木工事書類スリム化ガイド」に記載し周知する。

3 他の発注者との連携等

本ガイドラインは、薩摩川内市が管理する公共土木施設に係る復旧を対象として取りまとめたものであるが、災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に地域全体で生じるものである。

このため、その被害からの復旧にあたっては地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組むことが重要と考えられる。

加えて、復旧の担い手となる地元企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、被災地域全体として取り組むことが不可欠である。

地域の状況を踏まえ、必要に応じて、他の発注機関や事業者団体と連携のうえ、情報共有や対応策を協議する場を設置、もしくは積極的に参画し、円滑な施工確保を図る。

随意契約理由書（例）

1. 工事件名 ○○○○工事

2. 履行場所 ○○県○○市○○地先外

3. 随意契約の相手方

名称：○○○○（株）

住所：鹿児島県薩摩川内市○○町○○○○

電話：○○○○-○○-○○○○

4. 随意契約適用法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的・内容

令和○○年○○地震に伴い国道○○号、○○号に路面亀裂、段差等の損傷が発生し、道路交通に支障をきたしている状態である。

本工事は、これら損傷箇所の早期復旧を図るため、災害復旧に関する工事を行うものである。

2) 随意契約に付する理由

本工事は、損傷箇所の早期復旧を目的としており、周辺状況等踏まえば、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、契約を締結するものである。

契約の相手方は、○○○○協会への協力要請を行ったうえで、選定した。

具体的には、○○○○協会へ参加資格を有する応急対策工事の協力要請を行い、参加資格を有する○○者から参加表明があり、参加者を審査した結果、「地域に精通していること」「施工・履行能力があること」「各工種の施工・履行実績があること」において他者よりも優れていたため、契約の相手方としたものである。

（随意契約理由書作成者）

令和○○年○○月○○日

薩摩川内市 ○○部長

災害応急復旧工事等の協議書・承諾書

(別紙様式)

工事の名称	〇〇線道路災害応急復旧工事
工事概要 (契約予定金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害応急復旧工事 土砂撤去、仮設防護柵設置等 1式
契約企業名	
契約企業の住所	
契約予定金額 (概算)	円(税込み)
工事場所	薩摩川内市〇〇町〇〇地先
工事種別	維持修繕工事
工期(暫定)自	令和〇年〇月〇日
工期(暫定)至	令和〇年〇月〇日
備考	台風19号に伴う災害応急復旧工事における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。今後、薩摩川内市工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

令和〇年 〇月 〇日

上記災害応急復旧工事の施工について、協議する。

発注者 薩摩川内市長

印

令和〇年 〇月 〇日

協議のあった上記災害応急復旧工事の施工について、承諾する。

受注者 〇〇建設

印